

関税法施行令第 9 2 条第 1 項第 2 号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第 3 0 条第 1 項第 2 号に掲げる税関官署の管轄を定める掲示

関税法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 5 0 号）第 9 2 条第 1 項第 2 号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 1 0 0 号。以下「輸徴法施行令」という。）第 3 0 条第 1 項第 2 号に掲げる税関官署の管轄を別表のとおり、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので、関税法施行令第 9 2 条第 5 項及び輸徴法施行令第 3 0 条第 5 項の規定に基づき公告する。

この実施に伴い、関税法施行令第 9 2 条第 1 項第 2 号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第 3 0 条第 1 項第 2 号に掲げる税関官署の管轄区域を定める掲示（昭和 5 4 年 6 月 2 9 日掲示第 1 8 8 号）については、廃止する。

別 表

出張所名	管 轄
神戸税関 六甲アイランド出張所	兵庫県のうち 神戸市のうち東灘区、灘区 芦屋市
神戸税関 ポートアイランド出張所	兵庫県神戸市中央区のうち港島、港島中町、港島南町
姫路税関支署 東播磨出張所	兵庫県のうち 明石市 加古川市 高砂市 加古郡
水島税関支署 宇野出張所	岡山県のうち 岡山市（岡山空港税関支署の管轄区域を除く。） 津山市 玉野市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 美作市 真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡 香川県のうち香川郡
水島税関支署 片上出張所	岡山県のうち 備前市 和気郡
広島税関支署 呉出張所	広島県のうち 呉市 東広島市 江田島市 豊田郡
福山税関支署 尾道糸崎出張所	広島県のうち 竹原市 三原市（広島空港税関支署の管轄区域を除く。） 尾道市 福山市のうち今津町、今津町二丁目から今津町七丁目まで、内海町、金江町金見、金江町藁江、高西町川尻、高西町真田、高西町南、高西町一丁目から高西町四丁目まで、沼隈町大字上山南、沼隈町大字草深、沼隈町大字下山南、沼隈町大字常石、沼隈町大字中山南、沼隈町大字能登原、藤江町、松永町、松永町一丁目から松永町七丁目まで、南松永町一丁目から南松永町四丁目まで、柳津町、柳津町一丁目から柳津町五丁目まで 愛媛県のうち越智郡
坂出税関支署 高松出張所	香川県のうち 高松市（高松空港税関支署の管轄区域を除く。） さぬき市 東かがわ市 木田郡
坂出税関支署 詫間出張所	香川県のうち 観音寺市 三豊市
松山税関支署 今治出張所	愛媛県のうち今治市
松山税関支署 宇和島出張所	愛媛県のうち 宇和島市 西予市 北宇和郡 南宇和郡
新居浜税関支署 三島出張所	愛媛県のうち四国中央市
高知税関支署 須崎出張所	高知県のうち 土佐市 須崎市